鳥取県告示第162号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業	者の名称	指定に係る事	指定に係る事業	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
又は.	氏名	業所の名称	所の所在地	一個山平月日	廃业 十月日	9一 ころの種類
医療	法人市場	医療法人市場	境港市馬場崎町	平成25年2月26日	平成25年3月15日	訪問看護、訪問リ
医院		医院	177			ハビリテーション